

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 との供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効力証明) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ブルキナファソ	食糧援助に関する日本国政府とブルキナファソ政府との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食糧援助のための生産物及び役務の購入	480,000千円 H24.3.31まで	H24.2.2 ワガドワ グーで (同日)	日本側 杉浦勉在ブルキナファソ大使 ブルキナファソ側 グアソソ・ザカネ外務・域内協力大臣付域内協力担当 閣外大臣	H24.2.14 37号
ブルキナファソ	保険社会向上センター建設計画のための贈与に関する日本国政府とブルキナファソ政府との間の交換公文	保険社会向上センター建設計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	1,401,000千円 H25.10.31まで	H24.4.27 ワガドワ グーで (同日)	日本側 杉浦勉在ブルキナファソ大使 ブルキナファソ側 グアソソ・ザカネ外務・域内協力大臣付域内協力担当 閣外大臣	H24.5.14 169号
ブルキナファソ	第五次小学校建設計画のための贈与に関する日本国政府とブルキナファソ政府との間の交換公文	第五次小学校建設計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	1,138,000千円 H25.7.31まで	H24.7.6 ワガドワ グーで (同日)	日本側 杉浦勉在ブルキナファソ大使 ブルキナファソ側 イベネ・ジワリル・バソレ国務大臣兼外務・域内協力大臣	H24.7.19 245号
ブルキナファソ	第二次中央プラトー及び南部中央地方飲料水供給計画（詳細設計）のための贈与に関する日本国政府とブルキナファソ政府との間の交換公文	第二次中央プラトー及び南部中央地方飲料水供給計画（詳細設計）を実施するために必要な役務の購入	47,000千円 H27.3.31まで	H24.12.27 ワガドワ グーで (同日)	日本側 杉浦勉在ブルキナファソ大使 ブルキナファソ側 イベネ・ジワリル・バソレ外務・域内協力大臣	H25.1.16 11号
ブルキナファソ	貧困農民支援に関する日本国政府とブルキナファソ政府との間の交換公文	貧困農民への支援に力点をおいた食糧生産の増大に寄与するために必要な生産物及び役務の購入	370,000千円 H25.12.31まで	H24.12.27 ワガドワ グーで (同日)	日本側 杉浦勉在ブルキナファソ大使 ブルキナファソ側 イベネ・ジワリル・バソレ外務・域内協力大臣	H25.1.17 14号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限については、平成〇年△月〇日をH〇.△.〇と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月〇日をH〇.△.〇と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。